

○厚生労働省令第十六号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第十五条第四項及び第八十二条の規定に基づき、雇用保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年六月十八日

厚生労働大臣 根本 匠

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令

雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次のように改正する。  
様式第十五号（第一面）を次のように改める。



※ 帳票種別

12205

1. 支給番号

□□-□□□□□□□□

2. 未支給区分

□ (空欄 未支給以外)  
1 未支給

3. 待期満了年月日

□-□□□□□□ (4 平成 5 令和)  
元号 年 月 日

4. 支給期間（初日） (末日)

□-□□□□□□□□ (4 平成 5 令和)  
元号 年 月 日 月 日

5. 認定日数 受講日数 通所日数

□□□-□□□□□

6. 特定職種受講日数

□□

7. 寄宿日数

□□

8. 内職（労働日数－収入額）

□□□□-□□□□□□□□  
円

9. 就業手当支給日数

□□□

10. 早期就業支援金支給日数

□□□

1 受講者氏名	2 証明対象期間						令和	年	月
3 訓練受講職種									
4 右のカレンダーに該当する印をつけてください。	1	2	3	4	5	6	7		
(1) 公共職業訓練等が行われなかった日（日・祝日等）	8	9	10	11	12	13	14	=印	
(2) 公共職業訓練等を受けなかった日のうち	15	16	17	18	19	20	21		
イ 疾病又は負傷による場合	22	23	24	25	26	27	28	○印	
ロ イ以外でやむを得ない理由がある場合	29	30	31	△印					
ハ やむを得ない理由がない場合								×印	
5 特記事項	上記の記載事実に誤りのないことを証明する。 令和 年 月 日 (公共職業訓練等の施設の長の職名) 印								
6 2の期間中に就職、就労、内職又は手伝いをしましたか。	イ した							ロ しない	
7 2の期間中に内職又は手伝いをして収入を得ましたか。	イ 得た							ロ 得ない	
8 寄宿の有無	有 ( ) ・無								
上記のとおり申告します。 また、この証明書の提出を上記公共職業訓練等の施設の長に委任します。  公共職業安定所長 殿 受講者氏名 _____ 印 地方運輸局長 支給番号 ( )									
※ 連絡事項									
備考									

※ 所属長 次長 課長 係長 係 操作者

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この省令は、令和元年十月一日から施行する。

### (経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に提出され、又は交付されているこの省令による改正前の雇用保険法施行規則の様式（次項において「旧様式」という。）により提出されている書類は、この省令による改正後の雇用保険法施行規則の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。